

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日 (金) 第3403号の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) (学事法制課取扱い) 2
- 指定障害福祉サービス事業者, 指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指
定等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 6

告 示

- 鹿児島県保健医療計画の変更 (保健医療福祉課取扱い) 7
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正 (※) (監理課取扱い) 7
- 建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の
受験資格の一部改正 (※) (建築課取扱い) 8

教育委員会教育長訓令

- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 8

規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第15号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則 (昭和60年鹿児島県規則第21号) の一部を次のように改正する。

別記第19号様式注意事項1中「就業手当に相当する退職手当等」を「就業手当に相当する退職手当」に改める。

別記第21号様式中

⑤受講指示年月日	年 月 日	⑥受講開始 年月日	年 月 日	⑦受講終了 予定年月日	年 月 日
⑧移 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	⑨乗車 (船) の 場 所 (出発空港)		⑩下車 (船) の 場 所 (到着空港)	

を

⑤特定地方公共団 体又は職業紹介 事業者の紹介に よる就職の場合, その所在地 及び名称	所 在 地				
	名 称				
⑥受講指示年月日	年 月 日	⑦受講開始 年月日	年 月 日	⑧受講終了 予定年月日	年 月 日

⑨移 転 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	⑩乗車 (船) の 場 所 (出発空港)	⑪下車 (船) の 場 所 (到着空港)
-----------------------	-------	----------------------------	----------------------------

に、

⑪ 移 転 する 者 の 氏 名	⑫ 生年月日	⑬続柄
------------------------	-----------	-----

を

「

⑫移 転 する 者 の 氏 名	⑬生年月日	⑭続柄
--------------------	-------	-----

に改め、同様式注意事項 2 中「から⑦欄まで」

を「及び⑥欄から⑧欄まで」に改め、同様式注意事項 6 を同様式注意事項 7 とし、同様式注意事項 5 中「⑪」を「⑫」に改め、同様式注意事項 5 を同様式注意事項 6 とし、同様式注意事項 4 中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同様式注意事項 4 を同様式注意事項 5 とし、同様式注意事項 3 中「及び③欄」を「、③欄及び⑤欄」に改め、同様式注意事項 3 を同様式注意事項 4 とし、同様式注意事項 2 の次に次のように加える。

3 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第16号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則（平成 6 年鹿児島県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (1) の表中

「 | キャリアデザイン | | 2 | 」を

「 | キャリアデザイン | | 1 | 」に改め、別表第 1 の 1

(2) の表中 「 | キャリアデザイン | | 2 | 」を

「 | キャリアデザイン | | 1 | 」に、

「 | スタディスキルズ | 2 | | 」を

「 | スタディスキルズ | 2 | |
| コミュニケーション概論 | 2 | |
| 英語学概論 | 2 | | に、
| 英文学概論 | 2 | |
| 比較文化 | 2 | | 」

「 | LL 演習 I | 1 | |
| LL 演習 II | 1 | |
| LL 演習 III | 1 | | を

	コミュニケーション概論	2			
	ビジネス英語		1		
	通訳入門		2	」	
「	英語コミュニケーション演習Ⅰ	1			
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	1			
	英語コミュニケーション演習Ⅲ	1		に、	
	通訳入門Ⅰ		1		
	通訳入門Ⅱ		1	」	
「	英語学概論	2			
	英文法		2	を	
				」	
「	英文法		2	に、	
				」	
「	英文学概論	2			
	英文学史	2		を	
				」	
「	英文学史	2		に、	
				」	
「	比較文化		2		
	イギリス事情		2	を	
				」	
「	イギリス事情		2	に改め、別表第1の2	
				」	
(1)の表中	「	キャリアデザイン		2	を
					」
「	キャリアデザイン		1	に改め、別表第1の2	
				」	
(2)の表中	「	キャリアデザイン		2	を
					」
「	キャリアデザイン		1	に、	
				」	
「	コンポジション		1		
	デジタル造形基礎		1	を	
				」	
「	ビジュアルデザイン基礎Ⅰ		1		
	ビジュアルデザイン基礎Ⅱ		1	に、	
				」	
「	ビジュアルデザイン論	2			
	ビジュアルデザインⅠ		1	を	
				」	
「	ビジュアルデザイン論Ⅰ	2			
	ビジュアルデザイン論Ⅱ		2	に、	
	ビジュアルデザインⅠ		2	」	
「	ファッションビジネス		2		
	デジタルデザイン論		2	を	
	デジタルデザイン		1	」	

	ファッションビジネス		2	に改め、別表第1の3
(1)の表中	キャリアデザイン		2	を
	キャリアデザイン		1	に、
	産業心理学		2	を
	産業心理学 会計学総論		2 2	に、
	国際経済特講		2	を
	国際経済特講Ⅰ 国際経済特講Ⅱ		2 2	に改め、別表第1の3
(2)の表及び別表第1の4の表中				
	キャリアデザイン		2	を
	キャリアデザイン		1	に、
	産業心理学		2	を
	産業心理学 会計学総論		2 2	に改める。
別表第2中	国語科教育法 英語科教育法 家庭科教育法 道徳教育の研究 道徳教育論 特別活動の研究		2 2 2 1 1 1	を
	国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 家庭科教育法Ⅰ 家庭科教育法Ⅱ 道徳教育指導論 道徳教育の指導法 特別活動指導論		2 1 2 2 2 1 1 1 1	に、
	生徒指導原論		1	を
	特別支援教育概論 総合的な学習の時間の指導法 進路指導論 教職実践演習（中）		1 1 1 2	に、

教職実践演習（栄養教諭）	2	」
「 栄養教育実習の事前事後の指導	1	を
教職実践演習（中）	2	
教職実践演習（栄養教諭）	2	
「 栄養教育実習の事前事後の指導	1	」に、

「1 国語科教育法は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科日本語日本文学専攻に属するもののみが履修することができる。

2 英語科教育法は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科英語英文学専攻に属するもののみが履修することができる。

3 家庭科教育法は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。

4 道德教育の研究、特別活動の研究、生徒指導論、教育実習及び教職実践演習（中）は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科日本語日本文学専攻、文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。

5 道德教育論、特別活動論、生徒指導原論、栄養教育実習、栄養教育実習の事前事後の指導及び教職実践演習（栄養教諭）は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、生活科学科食物栄養専攻に属するもののみが履修することができる。」

「1 国語科教育法Ⅰ及び国語科教育法Ⅱは、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科日本語日本文学専攻に属するもののみが履修することができる。

2 英語科教育法Ⅰ及び英語科教育法Ⅱは、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科英語英文学専攻に属するもののみが履修することができる。

3 家庭科教育法Ⅰ及び家庭科教育法Ⅱは、教育職員の免許状を得ようとする学生で、生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。

4 道德教育指導論、特別活動指導論、生徒指導論、進路指導論、教職実践演習（中）及び教育実習は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科日本語日本文学専攻、文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。

5 道德教育の指導法、特別活動論、生徒指導論、教職実践演習（栄養教諭）、栄養教育実習及び栄養教育実習の事前事後の指導は、教育職員の免許状を得ようとする学生で、生活科学科食物栄養専攻に属するもののみが履修することができる。」

に改め、同表注1中「国語科

教育法」を「国語科教育法Ⅰ又は国語科教育法Ⅱ」に改め、「単位を」の次に「、いずれも」を加え、同表注2中「英語科教育法」を「英語科教育法Ⅰ又は英語科教育法Ⅱ」に改め、「単位を」の次に「、いずれも」を加え、同表注3中「家庭科教育法又は教職実践演習（中）」を「家庭科教育法Ⅰ又は家庭科教育法Ⅱ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一部商経学科及び第二部商経学科の授業科目である会計学総論並びに第一部商経学科経済専攻の授業科目である国際経済特講Ⅱについては、改正後の学則別表第 1 に定めるところにより、当該者も履修することができる。

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第17号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成18年鹿児島県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

重度障害者等包括支援						を
共同生活介護						
重度障害者等包括支援						に、
就労継続支援						
就労継続支援						に改
就労定着支援						
自立生活援助						

める。

別記第 1 号様式の 2 中

生活介護						を
生活介護						
就労継続支援 A 型						に改

める。

別記第 5 号様式中

重度障害者等包括支援			1 新規 2 変更 3 終了			を
共同生活介護			1 新規 2 変更 3 終了			
重度障害者等包括支援			1 新規 2 変更 3 終了			に、
就労継続支援			1 新規 2 変更 3 終了			
就労継続支援			1 新規 2 変更 3 終了			に改
就労定着支援			1 新規 2 変更 3 終了			
自立生活援助			1 新規 2 変更 3 終了			

める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第434号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、鹿児島県保健医療計画（平成25年 3 月 29 日鹿児島県告示第402号をもって公示）の全部を別冊のとおり変更し、平成30年 4 月 1 日から施行する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は、省略し、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課、各地域振興局保健福祉環境部健康企画課、地域振興局保健福祉環境部の各支所、各支庁保健福祉環境部健康企画課及び支庁の各事務所並びに鹿児島市保健所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第435号

平成 8 年 9 月 27 日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告をし、指名競争入札の入札参加者の指名をし、又は随意契約に係る見積書を徴する建設工事の契約について適用する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

建設工事請負契約書第 3 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

建設工事請負契約書第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第 7 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

建設工事請負契約書第44条の次に次の 1 条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。以下この条において同じ。）において、第4条の2第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の場合において、発注者は、違約金の額が、前項の規定により充当される金額を超えるときは、その超える額を出来形部分に相応する請負代金額と相殺することができる。
- 5 第1項の場合において解除された契約に保証が付されていないとき、又は前条第6号の規定によりこの契約が解除されたときは、発注者は、違約金の額と出来形部分に相応する請負代金額を相殺することができる。
- 建設工事請負契約書第45条に見出しとして「（発注者の任意解除権）」を付し、同条第1項中「前条」を「第44条」に改める。
- 建設工事請負契約書第46条の2を削る。
- 建設工事請負契約書第47条第3項及び第8項中「前条第2項」を「第44条の2第2項」に、「第46条第1項」を「前条第1項」に改める。

鹿児島県告示第436号

平成20年12月26日鹿児島県告示第1730号（建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1注の改正規定（「平成11年文部省告示第58号」を「平成21年文部科学省告示第34号」に改める部分に限る。）並びに別表第2及び別表第3の改正規定は、平成30年3月30日から施行する。

平成30年3月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1中「卒業した後」の次に「（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

3中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

別表第1注中「昭和31年文部省令第28号」の次に「又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」を、「昭和50年文部省令第21号」の次に「又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による専門職大学の前期課程にあっては専門職大学設置基準」を加え、「平成11年文部省告示第58号」を「平成21年文部科学省告示第34号」に改める。

別表第2及び別表第3中「中学校」の次に「又は義務教育学校」を加える。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第1号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を

次のように改正する。

別表第 1 の14の項課長専決事項の欄第 7 号中「勤務評定」を「人事評価」に改め、15の項教育長決裁事項の欄第 1 号中「第 9 条第 2 項及び第 3 項」を「第12条の 4 第 2 項、第12条の 5 第 2 項」に、「並びに第15条第 2 項」を「及び第17条第 2 項」に、「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成17年鹿児島県教育委員会訓令第 1 号）第 5 章」を「条例第11条」に改め、「療養休暇」の次に「及び介護時間」を加え、「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に改め、同項課長専決事項の欄第 2 号中「第 9 条第 2 項及び第 3 項」を「第12条の 4 第 2 項、第12条の 5 第 2 項」に、「並びに第15条第 2 項」を「及び第17条第 2 項」に、「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に改める。

別表第 2 総務福利課の部 8 の項事項の欄中「育休法」の次に「、鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年鹿児島県規則第14号）を「規則」」を加え、同項教育長決裁事項の欄第 5 号中「及び第 3 項」の次に「並びに規則第18条及び第21条第 1 項」を、「育休等」という。）の次に「若しくは介護時間」を加え、同項課長専決事項の欄第 3 号中「及び第 3 項」の次に「並びに規則第18条及び第21条第 1 項」を、「育休等」の次に「若しくは介護時間」を加える。

別表第 2 保健体育課の部 4 の項教育長決裁事項第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同部 5 の項を削り、6 の項を 5 の項とし、7 の項を 6 の号とし、8 の項を 7 の項とする。

別表第 3 の 7 の項所長（館長（県立図書館にあつては副館長））の決裁及び専決事項の欄第 2 号中「第 9 条第 2 項及び第 3 項」を「第12条の 4 第 2 項、第12条の 5 第 2 項」に、「並びに第15条第 2 項」を「及び第17条第 2 項」に、「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程第 5 章」を「条例第11条」に改め、「療養休暇」の次に「及び介護時間」を加え、「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に改め、同項次長（県立図書館にあつては副館長、北薩教育事務所、始良・伊佐教育事務所、大隅教育事務所及び大島教育事務所にあつては総務課長）専決事項の欄第 1 号中「第 9 条第 2 項及び第 3 項」を「第12条の 4 第 2 項、第12条の 5 第 2 項」に、「並びに第 15 条第 2 項」を「及び第17条第 2 項」に、「遅刻、早退、欠勤若しくは部分休業の取消し」を「介護休暇の取消し、介護時間の取消し、部分休業の取消し若しくは欠勤」に改める。

別表第 4 の 3 の表に次のように加える。

<p>8 総合教育センターにおける免許状更新講習の実施に関する事務</p>	<p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下この項中「法」という。）第 9 条の 3 に定める免許状更新講習の課程の修了又は履修の認定をすること。</p> <p>(2) 法第 7 条第 4 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 3 条第 1 項に定める証明書を発行すること。</p>		
---------------------------------------	---	--	--

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。